

○東京藝術大学監事監査規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）及び法第35条で準用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の規定に基づき、本学の監事が行う監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、本学の業務運営状況、業務執行状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づく適正な執行状況等について監査することにより、本学の業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的とする。

(監事、会計監査人等との連絡等)

第3条 監事は、常に監事相互に緊密な連絡を行い、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

2 監事は、会計監査人及び本学監査室と連携し、それぞれが行う監査が的確かつ効率的に実施されるよう努めなければならない。

(監査の対象)

第4条 監査は、業務及び会計について行う。

(監査の種類)

第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査のうち、業務監査は毎年度1回行い、会計監査は年度決算時に行う。

3 第1項の臨時監査は、監事が必要と認めた場合に行う。

(監査の方法)

第6条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監事は、監査を実施するに当たり、本学における業務の円滑な実施及び教育研究の自主性に十分配慮しなければならない。

3 監事は、前2項のほか、いつでも、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監査の事務補助)

第7条 学長は、監査に関する事務を補助させるため、監事と協議し、職員のうちから監査の事務補助に従事する者を命ずるものとする。

2 監事は、必要と認めるときは、学長の承認を得て、前項の職員以外の職員に、臨時に監査に関する事務を補助させることができる。

3 前2項の規定により、監査の事務補助に従事する職員は、当該事務について知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

4 監事は、監事事務補助の独立性を確保する観点から、監査の事務補助に従事する職員の人事評価等に対し、必要に応じて意見を述べるることができる。

(監査計画)

第8条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに学長に提出するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りでない。

(重要な会議等への出席)

第9条 監事は、必要に応じ、役員会に出席し、監事の立場から意見を述べることができるものとする。

2 監事は、本学の教育及び研究に係る方針の決定の経過並びに教育及び研究の遂行状況を把握するため、必要に応じ、教授会等の重要な会議に出席し、監事の立場から意見を述べるができるものとする。

3 前2項の規定するもののほか、監事は、必要に応じ、本学の管理運営に係る重要な会議に出席し、監事の立場から意見を述べるができるものとする。

(役職員への質問等)

第10条 監事は、監査の必要に応じて、役員及び職員に質問し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 役員及び職員は、監事(監査の事務を補助する職員を含む。)が行う監査に協力しなければならない。

(監事の書類調査)

第11条 監事は、本学が法又は通則法の規定による認可、承認、認定、及び届出に係る書類並びに報告書その他の国立大学法人法施行規則第1条の3で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

(監事に回付する文書)

第12条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付し、監事の意見を聴するものとする。

(1) 主務大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書

(2) 前号以外の行政機関等に提出する重要な文書

(3) 契約に関する重要な文書

(4) 訴訟に関する重要な文書

(5) その他業務に関する重要な文書

2 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

(1) 主務大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書

(2) 前号以外の行政機関等から発せられた重要な文書

(3) その他業務に関する重要な報告又は供閲等の文書

(監査報告書の作成等)

第13条 監事は、監査を行ったときは、遅滞なく監査報告書を作成し、学長及び文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、監査報告書に基づき改善すべき事項がある場合には、速やかに改善の措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

(文部科学大臣への意見の提出等)

第14条 監事は、法第11条第9項の規定により文部科学大臣に意見を提出する場合には、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。

(監事への報告義務)

第15条 役員、部局長又は監査法人は、業務上の事故又は異例の事項が発生した

とき、若しくは発生するおそれがあるときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(学長等への報告義務)

第16条 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅延なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(監査実施基準)

第17条 監査の手續その他この規則の実施に関し必要な事項は、学長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。